中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について（お知らせ）

全ての土木工事を対象に、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」という）の調達に必要となる経費（以下、「別途調達経費」という）について、設計変更により計上できることとし、必要事項を定めましたのでお知らせします。

1　調達検討資材

ナフサを由来とする主要な建設資材の一覧

資材カテゴリ	主成分・性質
ジオテキスタイル	ＰＰ、ＰＥＴ
防草シート	ＰＰ、ＰＥＴ
排水材・フィルター	ＰＰ、ＰＥＴ
パイプ・配線管	塩ビ、ＰＥ、ＰＰ
ケーブル・配線管	塩ビ、ＰＥ
接着剤	ポリウレタン、エポキシ樹脂
塗料・シンナー	トルエン・キシレン等
止水材・シーリング材	ポリウレタン、アクリル
防水シート（トンネル）	塩ビ、合成ゴム
コンクリート混和材	ポリカルボン酸エーテル
仮設資材（ブルーシート、土のう）	ＰＥ、ＰＰ、ＰＶＣ
断熱材	ポリウレタン、ポリスチレン

※代表的なナフサ由来の資材の一例であり、この一覧にない場合でも協議することができる。
ただし、ナフサ由来の資材であることを確認すること。

2 内容

(1)　受注者は、調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、事前に「（様式１）調達検討資材に関する協議書」を提出し、監督職員と協議するものとする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、次のとおり想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

（例：塩化ビニル管を鉄管やコンクリート管に変更して施工する場合）

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

（例：通常より遠方から調達する必要があり、運搬費が追加で必要な場合）

③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）

（例：通常より調達ロットを小さくせざるを得なくなり、単価が高くなる場合）

(2)　受注者は、設計変更に際し、「（様式２）調達検討資材に関する実施報告書」及び実際の取引伝票、請求書等（調達時期、購入数量、購入単価が記載された資料）を監督職員に提出すること。

(3)　妥当性が確認された別途調達経費については、設計変更の対象とする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用については、設計変更の対象としない。

(4)　受注者は、代替資材を調達する場合には、当該代替資材が設計図書で求める機能や品質等を満足していることが確認できる資料（カタログ等）を作成し、監督職員に提出しなければならない。

3 積算方法

(1)　設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

(2)　設計変更を行う対象数量の考え方は、次のとおりとする。

既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方
証明数量＜設計図書の数量　→ 設計変更不可。
設計図書の数量≦証明数量≦設計数量　→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量＜証明数量　→ 設計変更可。対象数量は設計数量
（設計図書の数量：設計図書（数量総括表や図面等）に記載されている数量 設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量（積算上の数量） 証明数量：受注者から証明された数量）

※精算変更見込み数量を考慮すること。

換算値などを用いて明示した調達数量については、受発注者間で合意した換算値等や実際の使用量などを基に、受発注者間で協議して最終的な設計数量を決定すること。

(3)　設計変更に用いる単価は、実際の取引伝票、請求書等で確認出来た実際の購入価格とする。

(4)　別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初積算時点での実勢価格(物価資料等)と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。なお、当初積算時点の実勢価格(物価資料等)が掲載されていない場合は、受注者に当初積算時点の取引価格を確認の上、差分を算出すること。

(5)　本運用に基づく設計変更内容は、福山市建設工事請負契約約款第 26 条（スライド条項）の対象外とする。